弘前商工会議所事業活動持続チャレンジ応援補助金

■1. 趣　旨

弘前商工会議所は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市内の中小企業者等が観光客の減少や外出自粛、個人消費の落ち込みによって業種、業態を問わず多大な影響を受け、売り上げが落ち込んでいることから、個別の中小企業者等が行う事業活動を継続するためにチャレンジする取り組みを対象に、事業費の一部を補助することとする。

■2. 事 業 概 要

(1)補助対象者

・市内で事業を営んでいる中小企業者及び小規模事業者又はこれらに準ずる者
・市内で現に事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること
・新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げがおおむね20%以上減少または利益が著しく減少している者
・市税等の滞納がないことが事実であることを宣誓していること
・本補助金を利用したことが無いもの

(2)補助対象となる事業

中小企業者及び小規模事業者等が行う、**事業活動の持続を目的として、売り上げ回復のために行う新たな取組。**

【補助対象経費】

広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、備品購入費、工事請負費、外注費

(例)・事業の利用促進を図る告知宣伝(パンフレット、チラシ作成、各種媒体広告、看板設置等)
・テイクアウトや惣菜販売事業に係る経費(保温保冷庫、車両などの購入、改装費等含む)
・ホームページの開設やショッピング機能などの拡充リニューアル
・遠隔接客等リモート機能を取り入れた事業に係る経費　など

※ただし、「補助金を原資として割引を行い販売促進する事業」及び「補助事業の実施により、来客が一時的に集中し、感染拡大につながる恐れのある『売り出し』のような事業」は対象外。
※また、単なる経費削減のための事業(通常発生する経費への補填等)は対象外。

(3)補助金額及び補助率等

補助限度額:30万円　補助率:中小企業者(4／5)、小規模事業者等(9／10)

(4)注意事項

・**申請を予定されている方は、必ず事前に下記事務局へご相談ください。**
・予算に達し次第、補助申請受付を終了いたします。
・交付決定後から発生する経費が補助対象経費になります。

■3. 申請の流れ

① 事前相談 弘前商工会議所へ申請に関する相談(電話または窓口)
⇩ ・**予算に達し次第申請受付終了となりますので、申請書記入前に必ずご相談ください**
② 応　　募 補助申請書を添付書類(直近の確定申告書写し)とともに提出
⇩
③ 交付決定 交付決定通知送付(※交付決定後、補助事業に着手)
⇩ ※交付決定前に着手した事業は対象外
④ 実績報告 補助金交付を受けて実施した事業について実績報告書を提出
⇩ ・補助対象経費の領収書等支払いを証明するものの写しを添付
⑤ 補助金交付 実績報告受けて補助額を確定後、補助金額を指定の口座へ振り込み

■申請・お問合せ先■

弘前商工会議所　地域・産業振興課(TEL:0172-33-4111　FAX:0172-35-1877)
〒036-8567　弘前市上鞘師町 18-1 弘前商工会議所会館 5 階